

美 浜 町 漁 業 協 同 組 合

内共第 1 8 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 1 8 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（わかさぎ、うなぎ、くろだい及びはぜをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 1 0 条に規定する場合又は当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表中欄の漁具・漁法によりそれぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具・漁法	規 模
わかさぎ う な ぎ くろだい は ぜ	手釣、竿釣	1 人 3 竿以内 竿の長さ 8 m 以内

- 2 うなぎについては、日没から日の出まで手釣、竿釣による遊漁はしてはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
わかさぎ う な ぎ くろだい は ぜ	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第5条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
くろだい は ぜ	10cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
わかさぎ う な ぎ くろだい は ぜ	手釣、竿釣	1日 500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

ア 美浜町漁業協同組合(住所:福井県三方郡美浜町日向 2-55/TEL 0770-32-1127)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

- (8) 組合が行っている増殖事業及び漁場管理
 - (9) その他参考となるべき事項
 - (10) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場区域内における湖底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名、住所、年令
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

- この規則は、行政庁の認可があった日より施行する。
(令和5年9月1日認可)

遊 漁 承 認 証 サンプル

表面

No.					
遊漁承認証					
下記のとおり遊漁を承認します。					
記					
遊 漁 者	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">(住所)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
承認期間					
承認時間					
魚 種					
漁具・漁法					
遊 漁 区 域					
遊 漁 料					
発行者 美浜町漁業協同組合 印					

裏面

○ 注意事項 1. 遊漁中は必ず本証を携帯してください。 2. 本証の使用は、記名本人に限ります。 3. 漁場監視員の巡視の際は、本証を提出してください。 4. 違反を確認した場合は、遊漁をお断りすることがあります。 5. 遊漁規則を厳守してください。 ○ 当組合が行っている増殖事業及び漁業管理 1. 当組合では、産卵所の造成、種苗放流、発眼卵放流を実施しています。 2. 遊漁料は、当組合が実施している増殖事業及び漁場環境維持のための経費の一部に充当します。 3. 組合員と遊漁者双方の負担と協力によって久々子湖の環境が維持されていることをご理解ください。
--

漁 場 監 視 員 証 サンプル

表面	裏面
No. 漁場監視員証 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。 記 氏名 (年令) 住所 有効期間 発行者 美浜町漁業協同組合 印	注意事項 1. 漁場監視の際は必ずこの証を携帯すること。 2. 遊漁者から請求あるときは本証を提示すること。 3. 取締りにあたっては言語、態度を温和に接すること。 4. 取締りは公正にして厳重にしなければならない。 5. 漁業監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。